

## 河川敷地占用許可準則に基づく都市・地域再生等利用区域の指定について

河川管理者  
品川区長

品川区では、公共用物である河川の恒常的かつ適正な利活用を促進するため、河川敷地占用許可準則(以下、「準則」という。)の改正(平成28年5月30日付国水政第33号通知)を踏まえ、河川敷地の利用について地域の特性や都市および地域の再生等に係る要望等を十分に考慮した上で、準則第22に基づき、下記のとおり都市・地域再生等利用区域を指定します。

### 記

#### 1 都市・地域再生等利用区域

##### (1) 指定範囲

二級河川目黒川の河川区域内のうち

東京都品川区西五反田一丁目10番2号(品川区立大崎橋広場)

および東五反田二丁目9番11号(品川区立五反田ふれあい水辺広場)で  
別図に示す区域

##### (2) 指定年月日

平成30年4月1日

#### 2 都市・地域再生等占用方針

##### (1) 都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けられることができる施設

準則第22第3項第一号に掲げる広場

##### (2) 許可方針

上記(1)に係る施設の占用を可能とする要件を付すべき条件は下記のとおりとする。

- ①土地の占用および建築物又は工作物(以下「占用施設」という。)の新築および変更については、河川法(昭和39年法律第167号。以下「法」という。)、河川法施行令(昭和40年政令第14号)、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)、工作物設置許可基準(平成6年建設省河治発第72号)およびその他関係法令の規定を遵守しなければならない。
- ②法第24条、第26条第1項の許可を受けようとする者は、占用施設の設置により河川および河川管理施設への影響や治水、利水上の支障等を審査する必要があるため、事前に、構造や施工方法について、計画協議および設計協議を東京都建設局河川部長に行うこと。
- ③占用許可の期間は10年以内とする。
- ④本件許可の更新または変更を申請する場合は、改めて、「品川区が主催する五反田地区目黒川利活用協議会による地域の合意」(以下「地域の合意」という。)を得た

うえで、期間更新の申請を行うこと。

ただし、軽微な変更については、この限りではない。

- ⑤設置する占用施設は、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける料理店、バー、キャバレー等を含まないものであること。
- ⑥占用区域内または占用施設に屋外広告物を設置する場合は、屋外広告物関係の機関と調整を図ること。
- ⑦本件占用に伴う危険を防止するために必要な措置を講ずること。
- ⑧洪水、高潮および台風等の緊急時における情報伝達体制（夜間および休日を含む。）を整備し、占用施設の利用者の避難が円滑に行われるための措置を講ずるとともに、占用施設の点検等を行うこと。
- ⑨占用施設の維持管理を十分に実施すること。
- ⑩洪水、高潮および台風等の緊急時に占用施設の撤去等を適切に行うこと。
- ⑪騒音防止策等の措置を講ずること。
- ⑫占用施設の利用者により排出されたごみは適正に処理すること。
- ⑬賑わいのある良好な水辺空間の保全や創出を図る河川貢献策を、地域の合意を得たうえで、区長と協議のうえ実施すること。
- ⑭土地占用料は、東京都河川流水占用料等徴収条例（平成12年東京都条例第95号）に基づくものとする。
- ⑮以上の許可条件のほか、必要に応じて河川管理上必要な条件を付すものとする。

### 3 都市・地域再生等利用区域の占用主体 準則第22第4項第二号に掲げる者とする。